

午前10時29分開会

○西岡委員長 皆様おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。欠席届が出ております。学務課長が、出張公務のため欠席となります。

本日の日程及び資料をサイドブックに掲載するとともに、紙資料を希望された委員にお配りをしています。報告事項は、子ども部が2件、保健福祉部が5件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。子ども部（1）家庭的保育事業等に係る年齢別職員配置基準の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 家庭的保育事業等に係る年齢別職員配置基準の見直しにつきまして、ご説明をさせていただきます。教育委員会資料1をご覧ください。

1番、背景でございます。国の家庭的保育事業等に係る職員の配置基準につきましては、国の定める内閣府令に基づきまして、区の条例で定めているものでございます。今般、国の内閣府令が見直しをされましたため、区の職員の配置基準につきましても、見直しをする必要性が出てきているというところでございます。

項番2でございます。国の配置基準の見直しの内容を掲載してございます。ご覧いただいておりますように、小規模保育事業や事業所内保育事業における3歳以上児に係る年齢別配置基準、それが次の表のように改められましたものでございます。

左から、年齢区分、改正前・改正後の状況を記載してございますが、満3歳児につきましては、20対1から15対1、満4歳児以上につきましては、30対1から25対1に変更されましたものでございます。

こうした国の見直しに伴いまして、3番に記載させていただいておりますけれども、ご覧の条例につきまして、改正を予定しておるところでございます。本件につきましては、今定例会の提出予定案件となっておりますものでございます。

簡単でございますが、ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。本件は第2回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力をお願いいたします。概括的な質疑ですとか資料要求がありましたらお願いいたします。

それでは、委員から質疑を受けます。

○白川委員 現状といいますかね。千代田区の現状だと、この20人に1人、15人に1人という基準は、既に満たしているとか、まだこれから工夫しなければいけないとか、そういった方向性はありますか。

○小阿瀬子育て推進課長 現状の千代田区の場合ですと、満たしているという状況になっているところでございます。

○白川委員 一つだけ教えてください。全国で一斉に、この基準が厳しくなるということは、人材確保が少し難しくなるのかなというふうに思います。それで、東京都でもっと人材が必要になるといった場合があるかどうか、そして、そのときの方策は取れそうかどうかという2点を教えてください。

○小阿瀬子育て推進課長 ご指摘いただきましたように、やっぱり保育士の全体的なパイというのは、今、厳しい状況にあるというふうに我々も認識しておるところでございます。

一方で、こうした基準、今回厳しくはなりましたが、千代田区内の家庭的保育事業、また認可の保育所のほうもございますけれども、こちらにつきましては、保有する保育士数が現在上回っている状況でございますので、直接影響はないというふうに考えています。

ただ、全国的に確かにパイが少なくなってきて、東京都におきましても、全体的にちょっと足りているのか足りていないかという状況は、今、数としては持っていないところでございますけれども、全体的なパイが、やはり少なくなってきている。これ課題というふうに認識しておりますので、この基準の見直しによって東京都全体、または国全体で、保育士が枯渇してしまうというような状況にならないような課題の認識を持ちながら、やっていきたいというふうに考えているところでございます。

○小川子ども部長 補足させてください。

○西岡委員長 はい、子ども部長。

○小川子ども部長 今般のこの基準の見直しについてでございますけれども、基本的に地域型保育事業に係るものということでございます。で、原則3歳児以上の在籍はなく、本区においても現状では3歳児以上の在籍はないということで、直接的な影響は、現時点では生じないものというふうに考えてございます。

以上、補足でございます。

○西岡委員長 ほかにありますか。また詳しくは議案審査のときにやっていただければと思いますが、ほかにあれば、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、家庭的保育事業等に係る年齢別職員配置基準の見直しについて、質疑を終了いたします。

次に、（２）「千代田フレンズ」実施サービス等の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○吉田児童・家庭支援センター所長 では、お手元の教育委員会資料2をご覧くださいと思います。「千代田フレンズ」実施サービス等の見直しについてご説明いたします。

まず、こちら概要ですけれども、神田司町のマンションの7階をお借りしまして、この「千代田フレンズ」というお子さんをお預かりする施設を運営しております。で、こちらは、都内で児童養護施設等を運営する社会福祉法人福田会さんが運営しております。

現在のサービス内容でございますが、2番のところに書いてあります。三つございまして、ショートステイ、こちらは泊まりでお預かりをいたします。トワイライトステイ、こちらは夕方から夜の時間帯にかけてお預かりするものでございます。あと、日中の時間帯の一時預かり、こちらも実施しております。

対象年齢、保育時間、あと利用料金等は、こちらに記載のとおり。で、こちらのサービスの申込みにつきましては、原則、この千代田フレンズの施設のほうにお電話等で確認の上、申込みをしていただくということでやっております。

次の3番のところでございます。こちらは、今、こちらの社会福祉法人福田会さんのほうで運営しておりますが、そこにおいて、なかなか今、福祉人材の確保が厳しくなっているという状況がございまして、昨年度ぐらいから、なかなか、今後の事業継続が難しいと。要は、なかなか今後はサービス提供が難しくなるんで、撤退も考えているというふうなお

話がありました。

で、我々と法人のほうで、善後策についてこれまで協議を行ってまいりまして、その上で、我々としては、こちらのショートステイとトワイライトステイという、こちらの二つの事業ですね。こちらは、なかなか区内に実施する施設もないことから、我々としては必要なサービスということで、これを引き続き提供したいという考えの下、サービス内容の見直しを行いまして、事業を継続できるようにということで考えております。

で、見直しの内容、3点ほどございます。一つ目は、7月末でこの日中の一時預かりを終了するというものが1点目。

2点目が、こちらの、何ていうんでしょうか、利用者の方に、より使いやすくしてほしいというふうな気持ちもあることから、料金を見直しを行いまして、値上げするのではなくて、どちらかといえば値下げというんでしょうか、利用しやすくなるような見直しをできないかということで協議をしております。

あと、3点目ですね、申込先を、今、その施設のほうに行っていたいておりますが、我々、児童・家庭支援センターでお受けするというので、業務の負担軽減を図りまして、何とか、人材の確保が厳しい中でサービスを提供できるようにということで協議をしております。

以上のことは、7月5日の広報千代田でお知らせ記事を掲載したいと思っております、8月からの実施を考えております。

一番下のところに、参考といたしまして事業実績を掲げてございます。まずショートステイは、こちら令和2年度から、かなり大きく伸びております。育児疲れであるとか、ちょっとご病気であるとか、保護者の方の状況に応じて泊まりでお子さんを預かるということで、今、ニーズが伸びているものでございます。

あと、トワイライトステイにつきましても、伸びている傾向にございます。

あと、一時預かりにつきましても、令和3年度に大きく伸びたんですが、その後は、少し落ち着いているような状況でございます。実人数にしまして、19人のお子さんが、昨年度、利用されました。我々といたしましては、なるべく個々にご連絡等を取ったりいたしながら、例えばベビーシッター利用支援であるとか、近隣の児童館などで行っている一時預かりですとか、代替となるサービスがございますので、そういったものをご周知いたしまして、混乱が生じないようにということで丁寧に対応していきたいと考えております。

ご説明、以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

ちょっと1点確認ですけれども、米印の利用料金に食事代は含まない、今はあるんですけれども、これは、今後、含んでいくという方針でよろしかったですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 失礼いたしました。児童・家庭支援センター所長です。まだ確定はしていないんですが、今、施設のほうとはですね……

○西岡委員長 調整中ですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 はい。調整中ですが、そういった方向で考えております。

○西岡委員長 はい。分かりました。すみません。

それでは、委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 まず、これ、福田会さんは、最初から福田会さんで運営されているのでよかったですかね。ちょっと確認ですけど。

○吉田児童・家庭支援センター所長 この千代田フレンズが始まった当初から、はい、福田会さんがやっております。

○牛尾委員 これ、契約の期間とかありましたっけ。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちら、今、民設民営のような形で施設を設置して、で、我々が運営補助を出すという形になっているんで、ご契約という形ではないんですが、一応、協定を結んでやっております。

○牛尾委員 分かりました。福祉人材の確保が難しくなっているという中で、一時預かりを終了すると。もちろん、利用されている方には、ほかの代替の一時預かりのご案内というのはしっかりしていただきたいと思うんですけども。まず、この、千代田フレンズの一時預かりを利用されている方の傾向といいますか。いわゆる一般の方が普通に利用されているのか、それとも、こういった、なかなか育児疲れみたいな方々が、主に利用されているのか。その辺の傾向は分かりますか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 ちょっと個々の具体的状況は、ちょっと、19人全員ちょっとご説明は難しいんですが、単発でご利用されている方が多いので、恐らく何らか、私が聞いている話では、ちょっとこう、何ていうんですか、独り親のご家庭でご病気になったりとか、ちょっと仕事の都合で家を空けてしまって、近隣にちょっと頼れるご親族もいないような、そういった方がスポット的にご利用されていると。

あと、一方で、委員おっしゃるように、育児疲れのような形で養育上の支援が必要なご家庭も、一部ご利用されているというふうに認識しております。

○牛尾委員 いや、私が心配しているのは、ここはそういった育児疲れの方が、夜とか、ショートステイ、トワイライトステイ、ご利用されていると。そうした方々が日中、例えば預かってくれるということで、利用してみようという方もいらっしゃると思うんですよ。そうした方々が、ほかのそうした、いわゆる児童館での一時預かりとか、そうした方々が気軽に利用できるのかなというのがちょっと不安になっているもので、できれば、こうした事業所で続けていただくというのが一番いいとは思うんですけども。

人材がないということで、一時預かりは終了せざるを得ないということの対策といいますか。例えば人材確保の運営費を上乗せするとか、そうした手だてというのは取れないものかなと思うんですけども、そこについてはいかがなんでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 これまで事業者さんとのお話の中で、我々の運営費の補助ですね。こういったものが、さらなる上乗せすることによって何らか状況が改善するのであれば、我々、前向きに検討しますということは申し上げてきたんですけども、なかなか、それだけでは、今のこの人材不足、要は施設側としても、誰でもいいから配置できるというものじゃなくて、きちんとした人を採用して、しっかり育成するというのをやる上では、何ていうんでしょうか、お金の問題ではないんですという話を頂いております。なので、我々としては、非常に厳しい考えなんで、判断なんですけれども、このようにいたしまして、児童館のほうでも、今年度は常勤の職員が入りまして、一時預かりも含めて、より丁寧な対応ができるようになるかと思っておりますので、そういったところでも対応していきたいと思っております。

○牛尾委員 今回、一時預かりが7月末で終了と。これ、できれば、もし人材確保が、また再び可能になったということであれば、再開というのも視野に入れて対応していただきたいというのが一つと。

もう一つは、ショートステイ、トワイライトステイに関しては、人材の確保という点では、今後、大丈夫なのかどうか、その見通しはいかがですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 まずは、ちょっとこういった形で事業の継続を図りまして、また状況を見ながら、随時、事業者さんと意見交換の場を持っておりますので、そういったところでも今後のサービスについては、今後、協議していくことは可能でございます。

あと、ショートステイとトワイライトステイにつきましては、こういったような見直しを行うことによりまして、事業者さんからは、はい、事業を継続いたしますということを、お話を頂いております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 日中の一時預かりについて、やはり、その周知が足りない場合、ご存じない方は、また連絡してくると思うんですけど、それは児家センに連絡があったときには、必ず周辺の施設を丁寧にご紹介はしていくんですけどね。そこだけ確認できますか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 私どものほうで、可能なサービスですね、ベビーシッターもそうですし、児童館などでの一時預かり、こちらのほうは、はい、必ず周知してまいります。

あと、非常に、支援が必要なご家庭であれば、児童・家庭支援センターのほうで、またそれとは別に、育児支援訪問事業というのをやっておりますので、そういったものでも支援できますというところを、丁寧に説明していきたいと考えています。

○西岡委員長 そうですね。保護者の方が取り残されないように、そこだけは丁寧によろしくお願いします。はい。

ほかにございますか。

○はまもり委員 状況の確認をさせてください。今、人手不足というところが一番の問題というふうにあるんですけども、もう少しほかの状態として、利用者がばらつきがある。人数が少なかったりとか、利用実態にばらつきがあって、日によっては対応することがないとか、それでも確保しなきゃいけないとか、そういった問題もあるんですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 おっしゃるように、毎日必ず、コンスタントに利用があるわけではなくて、利用のない日もあれば、利用があると。急な申込みがあったりとか、そういった対応があったり。

あと、また逆に、急なキャンセルがあったりということ、なかなか人繰りというんでしょうか、人の回しが難しいという状況はございます。

で、こちら、都内渋谷区のほうに本体施設がありますので、その職員と融通しながらやっているんですけども、なかなか、その、そうですね、日中、一時預かりをやったままショートステイ、トワイライトステイのそういったニーズに対応するのが、なかなか難しくなっている状況だというふうに伺っております。

○はまもり委員 すみません。分かりました。そうすると、かなり事前に予約をしておけば融通が利くので、で、利用の申込みがなければ、そこで派遣する必要はないので閉所し

ていると、そういう理解で合っていますか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 そうですね。今、チラシのほうでは、一応申込みのところは、3日前までに、利用の申込みをお願いしますということをお願いしておりますが、ただ、どうしても、必ずその予定どおりできるかということ、急なキャンセルが発生したり――あ、失礼しました、初回の利用については7日前というふうをお願いしているので、その後、ただどうしてもショートステイとかトワイライトステイですと、なかなか、急ぎのご相談があると、ちょっと我々としてもなるべく対応したいので、そこは施設側とも協議しているんですが、そういったような運用の中で、なかなか人繰りが難しいという状況になってございます。

○はまもり委員 状況が分かりました。緊急の対応になってしまうことが、きっとニーズとしてはあるんだろうなと。でも、それに対応していると、事業者側の運営が、なかなか見通しが立たなくて難しいというような状況も分かりました。

区としては、ちょっと、もうちょっと理解のところで知りたいんですけども、本当はもう少し利用者が増えたほうがいいのか、あるいは人材不足のことを考えると、もう、人数的には、これ、延べなんですかね。あるいは絶対数というか、個別のユニークな人数なのかということがあるんですけど、人数自体はこれ以上増やさないほうがいいのか、どんなふうに考えているのかも教えてください。

○吉田児童・家庭支援センター所長 失礼しました。参考の事業実績のところ、例えば令和5年度でショートステイが172泊で（30）人とありますが、30人というのは、Aさん、Bさんの実際の数というんでしょうか、そういった形。で、その方々が延べ、利用した日数が172泊という表記の仕方になっております。

我々としては、そうですね、このショートステイですとか、トワイライトステイ。こちら、潜在的にはもう少しニーズがあるのかなと思っております。なかなか支援に、結びつかないといいたいでしょうか、ご遠慮されてしまうご家庭もあるように聞いていますので、そこは利用してほしいなと思っております。特にトワイライトステイについては、もう少しニーズがあるのではないかなということもありまして、先ほど申し上げた利用料金などを少し見直して、より利用しやすいような形を取れないかというのを、今、こちらの福田会さんとも相談しております。

○はまもり委員 すみません。分かりました。体験とかもあるんですかね。あと、ちょっと、広報で見たときに、なかなか、その、中で何をやっているのかなというのが分かりにくかったとかがあるんですけど、その辺はどうですか。広報の問題、いかがでしょう。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちら、広報のほうは、チラシをいろいろな公共施設等に置くなどしてやっております。これはまた、今後、工夫の仕方もあるかと思うので、検討していきたいと思っております。

あと、体験なんですけれども、こちらは利用のときに、初回に見学というんでしょうか、実際に来ていただいて、お子様と保護者様に見てもらって、このようにお預かりしますというのを現場の職員がご説明して、そういった理解の上でご利用していただくということをやっております。

以上です。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 これ渋谷のほうと連携はしているんですか。例えば3日前に予約をしなきゃいけない、だけど、2日前とか、または前日にショートステイ、トワイライトステイ、お世話になりたいという方に対して、いや、ここは今、閉所しています、予約が入っていないので、おたくだけなので無理ですという言い方じゃなくて、渋谷区を促すんですか。連携できているのかとか。

はい、児家セン所長。

○吉田児童・家庭支援センター所長 渋谷区さんにある本体施設のほうは、恐らく契約上、渋谷区さんの住民の方のみの受入れということでやっています。こちらの千代田フレンズも、千代田区民の方のみということでやっていますので、ちょっとその行き来はなかなか、今そういった意味で難しいんですけども、その職員の方の応援というんですか、回しについては、本体施設とこちらの千代田フレンズとでなるべく効率的にできるようにということで、施設のほうでやっています。

○西岡委員長 じゃあ、そのニーズに応えるときって、ほかをご紹介するんですか。どういうふうにしていくんでしたっけ。

○吉田児童・家庭支援センター所長 すみません。そのニーズというと、この（発言する者あり）日中の一時預かりということですか。

○西岡委員長 ううん。ショートステイとトワイライトステイで、前日に預かってほしいという場合のニーズに応えるには……

○吉田児童・家庭支援センター所長 そうですね、ですから、前日にもし急なお話があって、ショートステイをということで、で、ここの施設が難しいとなれば、ほかの契約しているショートステイ可能な施設を当たったり。

あとは、本当に緊急度が高くて、要は、難しいということになれば、児童相談所にご相談したり、そういったような対応をしています。

○西岡委員長 はい。分かりました。

えごし委員。

○えごし委員 先ほどのトワイライトステイの利用料金の見直しをしていくという話でした。で、先ほど委員長の話で、また利用料金のほうに食事代とおやつ代も、今後含むことも検討していくということで、じゃあこれを含んだ場合は、多分、利用料金、今の600円よりは、食事代も入った分、多分高く、高い値段には、もう見た目ですね、なると思うんですけども。そういうところで、それでも負担、値下げを、になっているというところは、ちゃんと区民の方に分かっていただけのように。これ見ただ目で見ると、あ、何だ値上がりしたんじゃないかと思われる区民の方も、多分多くなってくると思うんですけども、そういうところは、料金は上がっているけど、ちゃんと食事代とかおやつ代も入ったので、実際は値下げにはなっていますという、そういうちょっと丁寧な説明をしていただけたらありがたいなと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 見直しを行った場合には、はい、おっしゃるような見ただ目に分かりやすいといいましょうか、効果といいましょうか、それを分かっていたような表現で、はい、周知していきたいと思えます。

○西岡委員長 据え置き、何でしょう、額はまだ調整中とおっしゃっていましたが……

○吉田児童・家庭支援センター所長 はい。額は調整中なので、例えば、今、相談してお

りますのは、今、1時間600円としていますけれども、1時間だけ利用される方って、ほとんどいっしょらないので、大体二、三時間ぐらい利用されるんですね。なので、この1時間という設定もどうなんだ、1回当たり幾らというふうにして、その中に食事代ですとかおやつ代、こちらも含んではどうかというご相談をしています。

なので、そういった点で、それがかなり安くなっているんですよというのを分かるように、はい、周知していきたいと思っています。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 もちろん、多分、ショートステイのほうも、食事代とか、おやつ代とか、ここも多分入ってくるとは思うんですけども、今後、ショートステイのほうの料金も見直していくというのは、検討はあたりするんでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちらの料金が、実は、開始当初は5,000円だったのが、1回、値下げというんですかね、いたしまして3,000円にしたというところで、そういったこともあって、今年度のように、ここまで、少し利用も増えてきたのかなと思いますので、ちょっとそこは状況を見て、また必要があればそういった検討もしていきたいと思います。

○西岡委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（2）「千代田フレンズ」実施サービス等の見直しについて、質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わります。

続いて、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（1）千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金支給事業について、理事者からの説明を求めます。

○大松生活支援課長 それでは、お手元の保健福祉部資料1に基づき、千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金支給事業についてご説明いたします。なお、本件は、第2回定例会の一般会計補正予算の内容として上程する予定でございます。

給付金の、2種類の給付金が内容となっておりまして、順次ご説明いたします。

まず、項番1番の事業の概要につきましては、ここは共通でして、これまで同様、電力、ガス、食料品等の価格高騰について、家計への負担が大きい低所得世帯を支援する観点から、給付金を支給するというものでございます。

次に、項番の2番、一つ目の給付金でございますが、令和6年度千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金でございます。表をご覧くださいまして、対象世帯は、住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯でございます。

基準日は、6月3日時点で千代田区に在住されている世帯でございます。

なお、その下に対象外世帯とございますように、昨年度、住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯として、価格高騰特別支援給付金を受給した、または対象となった世帯は除かれます。

その下の想定世帯は、住民税非課税世帯が880世帯、均等割のみ課税世帯が140世帯の合計1,020世帯でございます。

支給額は、1世帯当たり10万円でございます。



申請期限は、今年の10月末日を予定しております。

給付、支給方法につきまして、区が課税状況を把握できて対象と想定される世帯には、確認書を送付するプッシュ型支給をいたします。それ以外の、例えば今年1月2日以降の転入者などは、本区で課税情報データがございませんので、これらの方につきましては、ご自身の申請書による給付となります。

次に、項番の3、令和6年度千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金支給事業でございます。対象世帯は、先ほどご説明した令和6年度の千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金、すなわち10万円給付の対象世帯で、かつ、この世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯でございます。

その下の対象外世帯でございますように、こちらも昨年度のこども加算金を受給した、また対象となった世帯は除かれます。

想定子ども数は、180人を見込んでおります。

支給額は、児童1人について5万円でございます。

申請期間は、先ほどの給付金と同様、10月末日を予定しております。

支給方法につきまして、こちらも、区が課税情報を把握できて対象と想定される世帯には、確認書を送付するプッシュ型支給をいたします。それ以外の転入者などは、ご自身の申請書による給付となります。

恐れ入りますが、裏面にお移りいただきまして、項番4の事業費でございますが、これは合計1億2,132万7,000円を計上する予定でございます。給付金本体部分が、1億1,100万円、事務費が1,032万7,000円でございます。そして、冒頭申し上げましたとおり、財源は補正予算を予定して、支給の準備を進めさせていただいております。

そして、この事業に関しましては、10分の10が補助事業でございますので、歳入につきましては、同額の歳入を計上いたします。

項番の最後、5番に参りまして、これはもちろん予定のスケジュールでございますが、二つの給付金とも同一のスケジュールでございます。7月中旬にはコールセンターを設置して、7月20日号には広報千代田及びホームページで区民の皆様に周知し、7月下旬には対象者に確認書などを送付いたしたく存じます。この確認書の返送期間は、おおむね開始から3か月後の10月31日を提出期限といたしております。

簡単ではございますが、以上、資料の説明でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。本件は第2回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査にならないようご協力をお願いします。概括的な質疑ですとか資料要求がありましたらお願いします。

それでは、委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 もう一度確認したいんですけども、昨年度、同じ給付金を受けた、もしくは対象となった世帯は、今回は頂けないということなんですか。

○大松生活支援課長 はい。ただいまのご指摘のとおりでございます。

○牛尾委員 その昨年度は受けていないで、今回は受けられる対象になりましたという世帯が880世帯、均等割で140世帯もいらっしゃるんですか。

○大松生活支援課長 これまでの給付金の実績で、おおむね、今申しました数は予想しております。

○西岡委員長 はい、牛尾委員。

○牛尾委員 もう一度言いますよ。要するに昨年度、受けられなかったと。で、今回は対象になりましたという、例えばこれだけいると、本当に。

○大松生活支援課長 委員長、すみません。

○西岡委員長 令和6年6月3日時点での基準日ということで——はい、生活支援課長。

○大松生活支援課長 ご指摘のように、昨年度、大体4,000世帯ほどおりましたので、今までの実績からいって、4分の1ほどが新しく、ちょっと非課税世帯になる傾向がございますので、それで予想の数として、今この表に載せていただきました非課税世帯で880、均等割のみ課税世帯で140世帯を、ちょっと計上させていただきました。

○西岡委員長 はい。

白川委員。

○白川委員 この非課税世帯についてなんですが、例えば、退職して財産はあるんだけど収入がなくなったという人たちも含まれるということでしょうか。

○大松生活支援課長 委員ご指摘のとおり、全く収入ベースでございますので、実際に財産がどのくらいあるかというのは別でございます。

○白川委員 もう一つ、事務費、1,000万円ぐらいかかるということですが、これ、どこかに外注するとか、あるいは中でやるとかというのを教えてください。

○大松生活支援課長 これは委託、外注でございます。例えばコールセンターや受付事務などは、今申しましたように外注いたします。

○白川委員 もし外注先が分かったら教えていただけますでしょうか。（発言する者あり）あ、そうか。

○西岡委員長 議案……

○白川委員 中身に入っちゃうか。失礼しました。撤回します。

○西岡委員長 審査にならないように、まあ概括的なことなので。じゃあ、また次回でよろしいですか。はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（1）千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金支給事業について、質疑を終了いたします。

次に、（2）障害者の新たな就労機会創出事業について、理事者からの説明を求めます。

○緒方障害者福祉課長 令和6年度障害者福祉課の新規事業でございます障害者の新たな就労機会創出事業につきまして、実施準備が整いましたので、保健福祉部資料2に基づきましてご報告いたします。

項番1、事業目的。障害者福祉センターえみふるにおきまして、働く意欲がありながら、外出を伴う就労などが困難である重度障害者の皆さんに新たな就労機会を創出するため、スマートフォンやタブレットの操作によりまして、自宅において短時間でも就労できる分身ロボットの活用を行います。

項番2、実施内容。分身ロボットのOriHimeを活用しまして、えみふるに来館する来館者の受付業務や案内を行っていただきます。

日程といたしましては、令和6年6月4日火曜日から開始しておりまして、来年1月3

1日までの火曜日から土曜日に、記載していますとおり、シフトを組みまして勤務していただく予定でございます。

項番3、その他。今後のパイロットさんの対応状況を踏まえまして、ちよだんごカフェですとか福祉イベントでの活用などを検討していきたいと考えてございます。

報告は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。これも、区外の方も含まれているということではよかったですね、パイロットの方は。

障害者福祉課長。

○緒方障害者福祉課長 他の自治体で実施して募集した際に、その自治体のみで限定して、なかなか応募数が数に満たなかったというような話を聞いておりましたので、今回は、まず事業をスタートするということに注力を置きまして、区民に限定しないで募集していきまして、結果、ほとんどの方が都内在住の方となっております。

○西岡委員長 分かりました。

すみません、委員からの質疑を受けます。

○白川委員 ちょっと寡聞にして存じないので教えていただきたいんですが、この分身ロボットOriHimeというのは、どういう機能があって、どういうふうにするかを教えてください。

○緒方障害者福祉課長 こちらは、パイロットと呼ばれている重度障害者の方がご自宅にいらっしゃいます。ですから、パーキンソンですとか、いろいろな障害でおうちから出れない方が主に対象者でございます。その方が、おうちで、これもその方によりまして、タブレットだったり、スマートフォンだったり、その方が使いやすいツールを使って動作をコントロールすることがあります。で、そのえみふるに置いているロボット側に、目のところにカメラがありますので、そこで来客者ですとか、そういう方が見えますので、その方に向かって、いらっしゃいませですとか、今日のご用は何ですかというような、そんなやり取りを、本当に普通の受付嬢のような形で対応することができまして、で、動作としましては、手を挙げたり下ろしたりとか、そういうのはロボットは使うことができるというような、そんな形で受付業務をやってもらう予定でございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 今現在、募集した中で、登録されているパイロットさんの人数とか、大体、どんな年齢の方がやっていたらいいとか、そういうのは分かるんですか。

○緒方障害者福祉課長 まず、人数としましては8名の方が決定してございます。ちょっと年齢のところまでは、申し訳ございません、聞いてございませんけれども、今回、皆さん初めて就労する方ではなくて、中央区の日本橋本町にロボットカフェというところがあるんですけども、既にロボットカフェですとか学会のブースの受け付けですとか、他の事務をした経験のある方8名が決定しているところでございます。

○牛尾委員 今回、えみふるさんということですが、その8名の方々が、例えば、こういう日程で仕事をしたいといったニーズがあるじゃないですか。それには、大体応えられる、働きたいと思った時間帯にちゃんと収まるような、何というかシフトになっているのかどうか。それとも、ちょっと今日は、ほかの人が入っているんで、希望があってもできないというような状況なのか、その辺は分かりませんか。

○緒方障害者福祉課長 まず、先ほどシフトに基づいてと申しあげましたけれども、まず、この置く時間も、置いても来客者が少ないと、パイロットさんのモチベーションが低下するかなと思いますので、まずえみふると相談しまして、人が多く来る日時ということで、先ほど申しあげました火曜から土曜日の時間帯を設定しました。

で、ここについて、この8名の方たちのスケジュールですね。人によっては、ご主人の扶養の範囲内で働きたいとか、様々なご事情がございますので、そういったご希望と照らし合わせて、このシフトを組んでいると聞いてございます。

○牛尾委員 先ほど課長がおっしゃいましたけども、仕事をして人もいないと、相手がいなくてということであれば、本当にモチベーションが下がってしまう話がありました。で、これ、一応、最初に報告を受けたときに、例えば役所の1階とか、そういったところでもどうかというお話があったんですけども、今回、ちよだんごカフェとかでも利用しているかとなっているんですけども、そうするとやっぱり、相手がいる時間帯、大人数が利用する、もう大人数というかな、要するに、そういった仕事ができるような場所。やっぱり、役所の1階もいいでしょう。そうしたところの検討というのは、これからどうなんですかね。

○緒方障害者福祉課長 貴重なご意見ありがとうございます。まさに、私たちもいろんな展開をしていきたいと思っておりますけど、まずはスタートしてみたいと考えておりまして、まず、えみふるのほうで6月4日から来年の1月31日までやってみたところで、パイロットさんの対応、あと来客者の対応、あと、多分、来た方たちで、こういう就労の仕方だったら自分の子どもですとか関係者に、実施したいと考える方も増えてくるかと思っておりますので、まずは1月31日までやってみた中で、今後の展開は進めていきたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。港区さんでも、今、導入されていらっしゃるということだったと思うんですけども、そういう近隣区で導入しているところのそのノウハウを生かしていただけたらと思うので、まずはスタートというところですので、その辺もぜひ周辺区と協力しながら、お願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（2）障害者の新たな就労機会創出事業について、質疑を終了いたします。

次に、（3）介護保険法施行規則の一部改正に伴う規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○小原高齢介護課長 それでは、介護保険法施行規則の一部改正に伴う規定整備につきまして、保健福祉部資料3に基づきましてご説明いたします。

初めに、項番1、目的でございますが、介護保険法施行規則の一部が改正され、地域包括支援センターの職員に関する基準等を改める必要があることに伴い、必要な規定を整備するものでございます。

次に、項番2、規定整備をする内容でございますが、（1）介護保険法施行規則の改正に伴う引用条項の改正で、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定されていた地域包括支援センターに関する定義規定が、改正により同号のイに改められたた

め、規定を整備するものでございます。

（２）地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準につきましては、介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する、自治体が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準が改正されたため、規定を整備するものでございます。

最後に、項番3、規定整備を行う条例につきましては、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び、（２）千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の二つでございます。いずれも区議会第2回定例会におきまして、条例の一部を改正する議案を上程する予定でございます。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。本件も、第2回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようご協力をお願いいたします。概括的な質疑ですとか資料要求がありましたらお願いいたします。

それでは、委員からの質疑を受けます。なしですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（３）介護保険法施行規則の一部改正に伴う規定整備について、終了いたします。

次に、（４）敬老祝品の贈呈について、理事者からの説明を求めます。

○小原高齢介護課長 それでは、敬老祝品の贈呈につきまして、保健福祉部資料4に基づきましてご説明いたします。

初めに、項番1、敬老祝品の贈呈の概要のうち、（１）概要でございますが、毎年、9月に区内の高齢者に対しまして「敬老の日」の趣旨にちなみ、長寿をたたえ、区民の敬老の意を表するため、祝金の贈呈に合わせて祝品を贈呈しているものでございます。

次に、（２）購入予定祝品につきましては、昨年度までと同様に、100歳の方を対象にした100歳祝品として、金杯の三つ重ね、95歳の方を対象として、長寿祝品として銀杯の三つ重ねを贈呈する予定でございます。

次に、（３）対象年齢及び対象予定者数につきましては、9月1日を基準日といたしまして、今年度、それぞれ100歳及び95歳を迎える方。100歳の方は、予定としては21名、95歳につきましては100名を予定してございます。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、7月中旬に対象者の方にご案内をお送りし、9月上旬に祝品を郵送希望する方に発送する予定でございます。また、区長訪問のご希望のある方につきましては、9月中旬に直接区長から贈呈する予定でございます。

なお、この敬老祝品の購入につきましては、購入予定経費につきまして物価高騰等により不足が見込まれるため、予算流用にて対応する予定でございます。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

ちょっと参考までになんですけど、この9月中旬に、例年なんでしょうけれども、区長訪問希望者に直接贈呈とあるんですけど、大体、例年どのくらいの数、いらっしゃるんですか、希望なさる方って。

○小原高齢介護課長 昨年度の実績ですけれども、昨年度は、100歳の方が8名、95歳の方が23名ということでございます。

○西岡委員長 その場合、ほかの方は、じゃあ郵送するというところでよろしいんですね。はい。

○小原高齢介護課長 先ほど申し上げましたけれども、100歳の方及び95歳の方につきましては、事前に対象でございますということでご案内をお送りさせていただきます。あわせて区長訪問につきまして、ご希望がある方につきましても調査をしますので、それを回答いただいて、希望する方につきましては9月中旬の区長訪問のときに……

○西岡委員長 祝品とセット。

○小原高齢介護課長 はい。ご挨拶するという、お祝い金と合わせて贈呈するという形でございます。で、希望されない方は、お送りという形で。はい。

以上です。

○西岡委員長 分かりました。はい。

ほかにございますか。

○おのでら副委員長 予算流用にて対応されるということなんですけども、大体、事業費、幾らから幾らに変わったのかというのを教えてください。

○小原高齢介護課長 先ほど申し上げましたけど、基本的にこれは銀をベースにしたものでございます。で、銀が高騰しているということで、昨年度に比べて1.6倍程度の予定ということで、単価が1.6倍程度ということをご予定してございます。

金額ベースでは、600万円からプラス350万ちょっとということで、これから入札等になるので、そこはまだ。いずれにしても、不足するということは見込まれるということでございます。

○おのでら副委員長 幾つかの業者さんから見積りを取られているかと思うんですけども、ちょっとあまりにも上がっているかなという印象がありますので、ぜひ、いろいろなところから聞いていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小原高齢介護課長 契約の、この案件につきましても、契約課の金額によって案件、契約権限が違うということなんですけど、契約課契約になる予定でございます。で、課の契約ではなく、契約課の契約になりますので、昨年度も金額的には公募型の入札ということでお聞きしていますので、今回も、先に取った下見積り、参考見積りのなもので上がっているという実績があるので、最終的には契約課のほうで公募をして、複数の業者から見積りが出てきて契約という形になるというふうに想定してございます。

○おのでら副委員長 一般的にこういう金杯ですとかそういったものは、素材の価格にプラスして加工料が結構高かったりすると思いますので、やっぱりそこら辺の、何ですかね、業者さんの手数料とか、そういうのがかなり含まれて、素材というよりは加工料とか人件費とかが重要だと思いますので、しっかり見ていただければと思います。

もう一点、95歳と100歳に関しては、敬老祝金も出していらっしゃるかと思うんですね。100歳ですと6万円、95歳ですと5万円ということですね。で、今回、その予算の流用で大体600万円プラス350万円ですか。そうすると950万円になると思いますので、そうすると120名に配るのに、1人当たり8万円ぐらいかかってしまうという計算になってしまうと思うんですね。であれば、こういった金杯よりも、祝金を増やす

とかそういった選択肢もあるのではないかと思います。今後いかがでしょうか。

○小原高齢介護課長 先ほど申し上げましたが、記念品につきましては、プラスで95歳と100歳の方という形で、贈呈していますので、委員、副委員長ご指摘の後は、祝金に合わせるかどうかというのを含めて、検討課題であるというふうに認識してございます。

○西岡委員長 はい。

ほかにごありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（４）敬老祝品の贈呈について、質疑を終了いたします。

次に、（５）高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業について、理事者からの説明を求めます。

○大塚保険年金課長 それでは、令和6年度新規事業でございます。高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業につきまして、保健福祉部資料5に基づき、ご報告させていただきます。

まず、事業実施に至る経緯でございますが、高齢化が急速に進展する中、平均寿命と健康寿命に大きな隔りがあることが全国的に課題となっており、健康寿命の延伸は、国の重点取組分野として位置づけられております。

こうした状況下において、資料、項番1、これまでの経緯に記載のとおり、国によって法令等整備が行われ、医療保険事業と介護保険事業がそれぞれ所有している情報や資源を共有し事業展開を図る、これがいわゆる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でございますが、これを実施することで、健康寿命の延伸を目指すこととされ、令和6年度までに全国の市区町村にて、健康寿命の延伸を目的とした事業展開が求められております。

千代田区においても、健康寿命の延伸に不可欠である高齢者のフレイル予防、疾病の重症化予防は、喫緊の課題として認識しており、令和6年度より本事業を展開するものでございます。

項番2、事業の方向性でございます。区の後期高齢者は、低栄養状態の方の割合が全国平均に比べ高い状態が続いております。栄養摂取が不十分な高齢者が多いことを課題として捉えまして、高齢者の健康寿命の延伸及び医療費の削減を目指してまいります。

項番3の実施内容でございますが、（１）として、健康課題が多い高齢者に対する個別的支持として、国保データベースシステムを活用して、低栄養リスクの高い後期高齢者に対しまして、保健師、栄養士が継続して保健指導を行ってまいります。

（２）として、通いの場等への積極的な関与。高齢者の通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や、運動・栄養等の健康教育・健康相談を実施してまいります。

次ページ、資料、裏面の項番4をご覧ください。実施体制でございますが、実施主体として推進会議を設置し、その下に各作業部会を置き、事業を効率的かつ効果的に推進してまいります。

最後に、項番5の事業スケジュールでございます。記載のとおりとなっております。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 これは訪問する対象の方が、栄養的に問題があるという方々について、健康指導ということで訪問されるということですが、大体、今、こういう状況になって

いる主な理由というのは分かるんですか。千代田区が、こういう、平均が高い理由というのは。

○大塚保険年金課長 こちら、個別の原因については、詳細については分かっていないところでございます。で、一般的に、高齢者の方が低栄養状態になっていくというのが、口腔状態、いわゆる、かんで飲み込んだりする口の中の状態が衰えていく、そういったことが一番主要な原因であると言われておりますが、今回、データの的に低栄養状態にある方、個別に4回指導できたらと思っております、訪問して。その中で、生活環境やそれから栄養摂取、食事の摂取状況ですね。

それから、また人間関係。地域とのつながり等々を詳細に聞き取りや分析等を行って、そういった千代田区、なぜ低栄養状態になる高齢者の方が、全国平均より高いのかということも究明していきたいというふうに考えています。

○牛尾委員 この間、物価が非常に上がってきて、特に年金だけの生活の方というのは、年金は上がっていないですから、なかなか、十分な食事を取ろうにも経済的に大変だという方もいらっしゃると思うんですけれども、その辺の理由というのはどうなんですか。

○大塚保険年金課長 今回、この事業の個別的支援を行う対象者の方も、そういった生活状況もお聞きできたらと思っております。で、もし、そういった経済的等の不安、または苦しい状況によって、そういった状況に陥っているということが分かれば、保健福祉部内はもとより、そういった援助や支援の手だて、そういったものをご案内するなどをしていきたいというふうに考えております。

○西岡委員長 はい。ほかにございませんか。

1点、独居の方に対しては、別の意味でアプローチしていくという意味でもいいと思うんですけど、やはり、これ、保健師さんと栄養士さん、栄養士さんは東京都からいらっしゃるということで、保健師さんが区の方という場合に、物すごいお忙しい中で負担がかかるというときに、お互いに、例えば保健師さんもそうですけれども、戸別訪問してほしくないわというような方もいらっしゃると思うんですよ。だから、そういう場合に、オンラインとか電話とか、何かしらほかの対応も織り交ぜてできるようなことができないのか、そこはどうですか。

○大塚保険年金課長 やはり事業、個別的支援の趣旨としては、なるべくお宅をご訪問して、直接フェイス・トゥー・フェイスで、聞き取りや指導をしたいところですけども、やはり、ご指摘のとおり、独居の方、高齢者のみ世帯の方が非常に高い割合でございます。そこは少し柔軟的に考えて、対応をしていくように図ってまいりたいと思います。

○西岡委員長 はい。そうですね。目的が整えば、オンラインだろうと、訪問だろうと、電話だろうと構わないと思うので、そこは柔軟に対応していただけたらと思います。よろしくをお願いします。はい。

改めて、ほかに。よろしいですね、委員の皆さん——はい、池田委員。

○池田委員 この裏面のほうの「高齢者の通いの場」というところで、フレイル測定会等とあるんですけども、これ、シルトシの会場とかというのは含まれていますか。

○大塚保険年金課長 タイミング、それからメニュー内容で、そういった普及啓発活動、取り入れる手段があればというふうに考えております。

○池田委員 フレイル測定会というのは年間数回程度で、で、その参加者もそんなに多く



はないんですね、全体としては。で、割とシルトレは、各出張所単位ですとか各会場で月何回もやっているというところなので、その戸別の訪問もいいんですけども、皆さんがそういう対象の方になり得る方が多く集まっているところには、よりそういう相談も必要なのかなと思うんですけど、いかがでしょう。

○大塚保険年金課長 確かに各出張所でやっているそういった事業、また保健福祉部で各課が、在宅支援課を中心に行っている様々な事業。なるべく多くのそういった高齢者の方が集う場を捉えて、事業展開、普及啓発、それから健康相談等をやっていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは（５）高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業について、質疑を終了いたします。

以上で、日程１、報告事項を終わります。

次に、日程２、その他に入ります。委員の方から何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、執行機関から何かございますか。よろしいですか。

私から１点、委員と理事者の皆様にお知らせがございます。５月２４日の議会運営委員会に申合せがございましたけれども、第２回定例会から、議会での公式な会議におきましてペーパーレス化を試行することとなりました。つきましては、委員におかれましては、貸与タブレット及びその附属品、理事者におかれましては、全庁LAN用のPC及びその附属品を持ち込んで、原則としてそちらを用いて資料を閲覧していただきますので、よろしくお願いいたします。紙資料が必要な場合は、日程を含めましてご自身で印刷のご用意をお願いいたします。

当日の資料データにつきましては、準備ができ次第、事務局からご連絡をいたします。あくまで試行ですので、今後様々な調整があるかもしれませんが、ご不明な点は事務局までお問い合わせをお願いいたします。この件はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

午前１１時３０分閉会